

令和7年度 自転車通学許可状況

ー全校共通のきまりー

- ・保護者の記入した申請書に基づき、学校が許可を判断する。
- ・ヘルメットを必ず着用すること。
- ・交通ルール、マナー、その他学校のきまりを遵守すること。
- ・降雪時、積雪時、凍結時には乗車を禁止すること。

No.	学校名	許可の状況	許可条件
中学校	1 芝園	○	本校正門を中心とする半径2 km以上、4 km以内の同心円によって形づくられたドーナツ圏に住所がある者。ただし、本校は富山駅から近く、交通網が整備されているので、公共交通機関での通学を勧める。
	2 堀川	○	堀川中学校正門より、直線距離が2.1km以上の地点から通う生徒。ただし、4 km以上は要相談。校区外は4 km未満。
	3 東部	○	本校正門を中心とする半径1.8km以上3.5 km以内の同心円によって形づくられたドーナツ圏に住所がある者。（直線距離で測定）
	4 西部	○	【神明地区】：全域、【五福地区】：金屋、下野新、寺町1・2区、文京町、【桜谷地区】：桜谷みどり町2丁目、石坂新、石坂、石坂東町
	5 南部	○	本校正門から直線距離が2 km以上(神通川以西については、有沢橋西詰より0.6km以上)、4 km以下の地点に居住する者。
	6 北部	○	校区内の自転車通学生は、1.6km以上遠の指定地区の希望者。校区外の自転車通学生は、学校から1.6 km以上、4 km以内から通う者。
	7 新庄	○	本校区内については、直線距離1.5km以上にある指定区域に在住の生徒。校区外については、本校正門から直線2km以上4km以内の範囲(かつ、道のり約6km以内)。ただし常願寺川以东及び神通川以西は許可しない。
	8 岩瀬	×	校区が4 kmの同心円に入ることや、交通量が多く、交通事故が起きる可能性が高いことから許可していない。
	9 山室	○	山室中学校区で学校から直線距離が1.5km以上離れており、自転車通学許可区域に住む生徒。また、原則として、隣接中学校区に住所がある生徒。
	10 奥田	△	豊田小学校区（豊田1、2丁目、下富居1、2丁目）を許可区域とする。校区外の自転車通学は不可。
	11 大泉	○	大泉中学校から1.5km以上離れていることを目安とする。具体的に、東は山室交差点から高原町交差点に向かう道路、西は県道43号線、南は県道65号線、北は県道6号線を越えており、かつ、東は常願寺川、西は神通川、南は高速道路、北は国道8号線までの在住者が自転車通学可能。
	12 月岡	○	本校正門を中心とする半径1km以上、5km以内の同心円によって形づくられたドーナツ圏に住所がある者。ただし、交通量の多い道路の使用、不審者出没等で安全性が危惧される場合は許可しない。なお、雨天時には反射材付き雨具の着用を義務づける。
	13 呉羽	○	本校区内で呉羽小学校区を除く者、あるいは、隣接中学校区に住所がある者。
	14 和合	○	四方（つばめ野を除く）、草島、八幡及び倉垣校区の打出（つばめ野を除く）、布目南町、和合保育所周辺在住の生徒、及び校区外在住で学校の許可を得た生徒。
	15 興南	○	校区内については、原則町名で指定する。校区外からの自転車通学については、学校正門から5 km以内に住んでいる者。
	16 藤ノ木	○	本校区内において、城西用水路に面する道路より西側、北陸銀行藤の木支店と富山開郵便局を結ぶ道路より南側を範囲とする。校区外においては、正門を起点として2km以上、4km以内に住所がある者。4kmを超える場合、安全面を検討し、保護者と相談の上決定する。
	17 大沢野	○	本校正門を中心とする半径1.6km以上遠の者。校区外は4 km未満。
	18 上滝	○	校区内は全域許可。校区外は、自宅から地鉄上滝線の最寄りの駅までの直線距離が2 km以上、かつ、本校から自宅までの直線距離が10km以内に住所がある者。
	19 八尾	○	全校生徒を対象とする。
	20 速星	○	本校を中心とする半径1.5km以上、6 km以内の同心円によって形づくられたドーナツ圏に居住する者。
	21 城山	○	本校正門を中心とする半径1.1km以上で、かつ本校指定の道路より外側に住所のある者。
	22 山田	△	学校が示した自転車通学許可区域（谷、鍋谷、若土、鎌倉、赤目谷、今山田、清水、沼又、牧、白井谷、下中瀬、宿坊、沢連、柳川）に住む生徒。
	23 楡原	△	町長、布尻、今生津、寺津、小糸、吉野、伏木、芦生（東猪谷：スクールバス運休日はJR猪谷駅まで）
義務教育学校	1 水橋学園 (後期課程)	○	7～9年生全員を対象とする。

注）△は通学区域内の生徒のみ許可。

(令和7年5月1日調査)

No.	学校名	許可条件についての考え方
中 学 校	1 芝 園	直線距離2km未満は、芝園中学校区であるため従来通り徒歩通学とし、2km以上4km以内は、他校区からの通学に際して便宜を図るため自転車通学許可区域とする。4kmを超える場合は、交通安全のため、自転車通学を禁止する。
	2 堀 川	直線距離2.1km以上4km未満。校区内は指定された道路より南側は可。 交通安全のため、半径4km以上は、要相談。
	3 東 部	東部中学校区については原則徒歩通学とする。本校周辺の幹線道路は交通量が多く危険なため、本校から直線距離で3.5kmより遠い地域については自転車通学を許可しない。
	4 西 部	本校を中心とする半径2km未満は徒歩通学に支障がない距離と考えられる。
	5 南 部	直線距離2km以上離れたところに居住する生徒が徒歩通学すると、体力的、時間的な無理が生じる。直線距離4km以上離れたところに居住する生徒は、交通安全上のことを考慮し、自転車以外の交通手段により通学する。
	6 北 部	1.6km以内は、徒歩通学に支障がない距離と考えられる。
	7 新 庄	1.5km以内であれば、徒歩通学30分前後での通学であり、中学生の体力で十分通学可能である。体力面及び安全面を考え、4km以上（道のり6km以上）は許可しない。
	8 岩 瀬	校区が4km以内の同心円に入ることや、交通量が多く、交通事故が起きる可能性が高いことから許可していない。
	9 山 室	徒歩で、所要時間が約30分以内（半径1.5km未満）は自転車通学禁止。 山室中学校の隣接中学校区以外に住所がある生徒は、原則自転車通学禁止だが、安全面に配慮し、弾力的に対応。
	10 奥 田	生徒の安全確保と立地条件（市街中心部）の観点から、公共交通機関（ライトレールやバス、電車等）の利用を第一とする。
	11 大 泉	中学校を中心とする円の半径ではなく、具体的な道路や川を基準とする。
	12 月 岡	1km未満は近距離であり、自転車通学の必要がない。5kmを超えた場合は、安全面を考慮して自転車通学を禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、相談の上許可する場合がある。
	13 呉 羽	徒歩通学を原則とするが、学校での諸活動の充実のため、呉羽小学校区以外の生徒及び、隣接中学校区の生徒（隣接中学校区の公共交通機関の最寄り駅を利用している生徒を含む）を対象に許可する。
	14 和 合	従来の自転車通学許可区域。校区外からの自転車通学に関しては、交通安全面や交通の便、地理的条件等を総合的に考慮して判断する。
	15 興 南	校区内については、従来通りの許可区域を継続する。遠方からの生徒にとっては、交通安全のため、半径5km以内に住んでいることを基準とする。
	16 藤ノ木	本校区の交通事情の変化により、事故が増加していることから、生徒の安全を確保することを最優先して考えた。また、体力づくりを兼ねて半径2km以遠を自転車通学とした。
	17 大沢野	半径1.6km以内は、徒歩通学で最大30分程度かかる。体力づくりのため1.6km未満は、自転車通学を禁止する。
	18 上 滝	校区外は交通安全のため電車を利用することが望ましいが、通学時間を考慮し、最寄りの駅までの直線距離2km以上（徒歩30分以上）を許可とする。ただし、自宅－学校間10kmを超える者は交通安全上禁止。
	19 八 尾	徒歩通学や保護者による送迎、バス通学の生徒がいるため。駐輪場が確保されている。
	20 速 星	駐輪場不足のため、半径1.5km未満は自転車通学禁止。
	21 城 山	半径1.1km以内は徒歩通学に支障がない距離と考える。
	22 山 田	安全面・地理的条件・交通の便等を考慮し許可地域を定めている。
	23 楡 原	バス等の公共交通機関がなく、山間地の道を通って通学する者。（国道41号線沿いの区域は、交通安全上の理由及びバス利用ができるため自転車通学禁止）
義務 教育 学校	1 水橋学園 (後期課程)	徒歩通学や保護者による送迎、バス通学の生徒がいるため、自宅から学校までの距離に条件は設けない。